

木古内町は 大学生等の就学を支援します



町では、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的理由により就学の継続を断念することのないよう大学生等に対し支援を行います。

将来への夢や希望を失うことなく、学生生活を送るためにもご活用ください。

対象者

- 令和2年4月1日時点で年齢が18歳以上の学生
- 学校教育法で規定する学校【大学・大学院・短期大学・高等専門学校（後期2ヵ年）・専修学校・各種学校】のいずれかに在籍する者とする
- 木古内町の住民基本台帳登録者に扶養されていること

支援内容

- 電子マネーカードもしくは図書カード
- 対象学生1人あたり 30,000円（※申請については1回限りとする）

必要書類

- 木古内町学生等就学エール申請書
- 在学証明書
- 保険証コピー（学生本人・本人を扶養親族分）

受付期間

- 7月27日（月）～9月30日（水）

申込・問い合わせ先

教育委員会 生涯学習課学校教育グループ ☎01392-2-2224

消費税及び地方消費税（個人事業者） の中間申告と納付について

個人事業者の方で、令和元年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。中間申告の方法と納付は、次のいずれかによることができます。

1. 前年実績による中間申告

令和元年分の確定消費税額に応じて、「中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付してください。

2. 仮決算に基づく中間申告

「1. 前年実績による中間申告」の方法に代えて、仮決算に基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができません。提出期限の延長、納税の猶予制度など、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取り扱いについては、国税庁ホームページ（特集・新型コロナウイルス感染症に関する対応等について）をご覧ください。中間申告にはe-Tax（イータックス）をご利用いただけます。また、納税には、振替納税が便利です。

■お問い合わせ

函館税務署 ☎0138-31-3171